

## 委員会提出議案第2号説明資料

### 伊達市議会基本条例の概要

#### 1 制定の趣旨

地方分権の進展に伴い、議会の更なる資質の向上と機能の強化を図ることが、市民の求めるところであると認識し、開かれた議会運営を本旨として議会のあるべき姿を更に希求するため、条例を制定するものである。

#### 2 制定の内容

議会の役割と責任を果たすために、議会及び議員の活動原則、議会情報の公開、市民意見の反映等について規定を定める。

#### 3 施行日

令和5年5月1日